

事務事業評価シート (評価対象年度：平成30年度)

1. 基本的事項【PLAN】

①事務事業名		特別児童扶養手当事務事業				②事業番号		4418	
③事業類型		1. 法上(必須)事業		④開始年度	昭和 50 年度	⑤終了予定年度		年度	○ 設定なし
⑥根拠法令等	○ 法令	条例	○ 規則	要綱	計画等	その他	法令等の名称 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 泉南市福祉事務所長に対する事務委任規則		
⑦実施手法	直営	全部委託	○ 一部委託	補助・負担	その他				
⑧関連予算科目コード		款	3	項	2	目	1	細目	3
⑨担当部名		⑩担当課名					会計 一般会計		
健康福祉部		生活福祉課							

2. 事務事業の現状把握【DO】

〔1〕事務事業の目的・事業内容

(1)対象(誰、何に対して事業を行うのか)		対象指標(対象者数を表す指標)		単位
① 20歳までの障がい児を監護している父母等		① 受給者数		人
②		②		
(2)事業内容(具体的な事務事業の内容、どのような方法で実施しているか)		活動指標(活動の量を表す指標)		単位
20歳までの障がい児を監護している父母等に手当を支給。 月額 1級 52,200円 2級 34,770円。 支払月 12月期(8～11月分) 4月期(12～3月分) 8月期(4～7月分)。		① 受給者数		人
		②		
		③		
(3)意図(対象をどのような状態にしたいか、何をねらっているのか)		成果指標(意図の達成度を表す指標)		単位
精神または身体に障がいのある児童を養育している父母等に対し、経済的支援を行う。		① 手当支給に係る事務費		千円
		① 計算式		
		② 計算式		
		③ 計算式		
(4)結果(対象を意図する状態にすることで、何に結びつくか。上位施策との関連)		総合計画体系上の位置付け		
経済的及び精神的負担の軽減を図れ、福祉サービスの充実に結びつく。		政策(章)	2: みんなが健やかで、みんなが助け合うまち	
		施策大(節)	3: みんなで支えあう福祉のまちをめざします	
		施策中	3: 障害福祉の充実	
		施策小	3: 福祉サービスの充実	

〔2〕各種指標値、事業費の推移

	指標名	単位	H28実績	H29実績	H30実績	R1見込	R2目標	
対象指標①	受給者数	人	182	184	182	182	—	指標値の推移における 特殊要因などの説明
対象指標②								
活動指標①	受給者数	人	182	184	182	182	—	
活動指標②								平成30年は電算シ ステムを改修したた め
活動指標③								
成果指標①	手当支給に係る事務費	千円	213	158	192	360	—	
成果指標②								事業費などの推移にお ける特殊要因などの説 明
成果指標③								
事業費	投入人員	人	0.18	0.23	0.23	0.23		
	正職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	任期付職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
	臨時職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業費	人件費(投入人員*単価)	千円	1,446	1,847	1,865	1,865		平成30年は電算シ ステムを改修したた め
	直接事業費	千円	213	324	945	360		
	総事業費	千円	1,659	2,171	2,810	2,225		
	国庫支出金	千円	346	350	351	360		
財源内訳	府支出金	千円	0	0	0	0		
	受益者負担金	千円	0	0	0	0		
	その他特定財源	千円	0	0	0	0		
	一般財源	千円	1,313	1,821	2,459	1,865		

〔3〕事務事業開始の経緯、状況の変化、評価結果への対応

①この事業を開始したきっかけは何か。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定に基づき開始。
②開始から現在までの事務事業を取り巻く状況は、どのように変化したか。また、今後どのように変化していくと考えられるか。	申請に応じて府が認定、支給をする事業である。受給者数は、ほぼ現状で推移すると予測される。
③前年度の評価結果を受けて行った改革・改善の取組はあるか。	—

3. 事務事業の評価【CHECK】

〔1〕目的妥当性(必要性)

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔1〕の評価 **A**

評価項目	評価及び理由・説明等	
①事務事業の意図すること(目的)は、上位施策(施策小)の達成に貢献しますか。	ア. する イ. ある程度 ウ. しない	精神または身体に障害のある児童を監護している世帯の生活の支援につながっている。
②税金を使って達成する目的ですか。 (市が関与する必要がありますか、市民(特に納税者)の納得が得られますか。民間に類似サービスはありませんか。)	ア. はい イ. ある程度 ウ. いいえ	国の法定受託事務として実施する事業である。
③対象範囲、単価、事業費規模は市民のニーズや社会環境に合っていますか。 (他団体と比較してどうですか。)	ア. 合っている イ. ある程度 ウ. いない	法令で定められている。
④事務事業を休止・廃止した場合、市民生活(あるいは上位施策)への影響はありますか、ある場合それは大きいですか。	ア. 影響がある イ. ある程度 ウ. ない	法令に基づいて実施する事務のため休止、廃止はできない。

〔2〕有効性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔2〕の評価 **A**

⑤期待どおりの成果が得られていますか。	ア. 得られている イ. ある程度 ウ. いない	精神または身体に障害のある児童を監護している世帯の生活の支援につながっている。
⑥今後事務事業を工夫することで成果向上の余地はありませんか。 (事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができませんか。)	ア. ある イ. ない	法令に基づいて実施する事業であり、支給対象者は限定されるため、成果向上の余地は見い出せない。
⑦庁内の他部署で、類似の目的を持つ事務事業はありませんか、それらと統廃合や連携を行うことで、より成果を向上できませんか。	ア. 類似なし イ. できる ウ. できない	障害福祉課との連携によらなければ、実施できないので、事務を円滑に進めるうえで、窓口の一元化等検討の余地がある。

〔3〕効率性

A.高い B.やや高い C.やや低い D.低い

〔3〕の評価 **A**

⑧成果を下げずに事業を工夫してコスト(直接事業費＋人件費)を削減する手法はありませんか。 (業務改善、業務の委託化、委託業務内容の見直し、IT化などはできませんか。)	ア. ある イ. ない	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定められた事務であり削減することができない。また、事務は現状の職員で行っているが、最小限度の経費によるため、削減の余地はない。
⑨受益者負担の適正化余地はありませんか。 (歳入確保はできませんか。)	ア. ある イ. ない	法令に基づき、負担の軽減を図り、福祉の増進を図ることを目的とし、実施している事業であるので、受益者に負担を求めるものではない。

4. 総合評価

総合評価	評価(A～D)	個別評価の結果を踏まえて課題等を整理	A: 現状のまま事業を進めることが適当 B: 事業の進め方に改善が必要 C: 事業規模、内容、実施主体の見直しが必要 D: 事業の統合、休止・廃止の検討が必要
	A	—	

5. 改革、改善案【ACTION】

<今後の方向性>

ア	ア. 現状のまま継続 イ. 見直しのうえで継続 ウ. 終了 ↓ (年まで) エ. 休止 ↓ (年から) オ. 廃止 ↓ (年から)
	<今後の展開方針> a. 重点化する(集中的なコスト投入) b. 手段を改善する(実施主体や実施手段を変える) c. 効率化する(コストを下げる) d. 簡素化する(規模を縮小する) e. 統合する(他の事務事業と統合する)
①改革、改善の具体案、実施年度など	—
②改革・改善を実現するうえで、解決すべき課題及び考えられるその解決策	—